

「越前市食と農の創造ビジョン」改定のポイント

内 容 農業・農村の活性化と自然環境との調和を図り、
食と農の目指す姿を実現するためのマスタープラン

根 拠 「越前市食と農の創造条例」第13条による

構 成 基本構想（10年）と基本計画（5年）

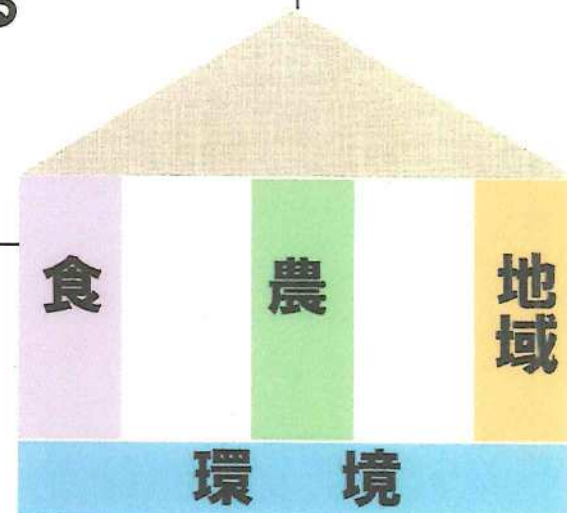
※R6改定

【食、農、地域の3本柱】

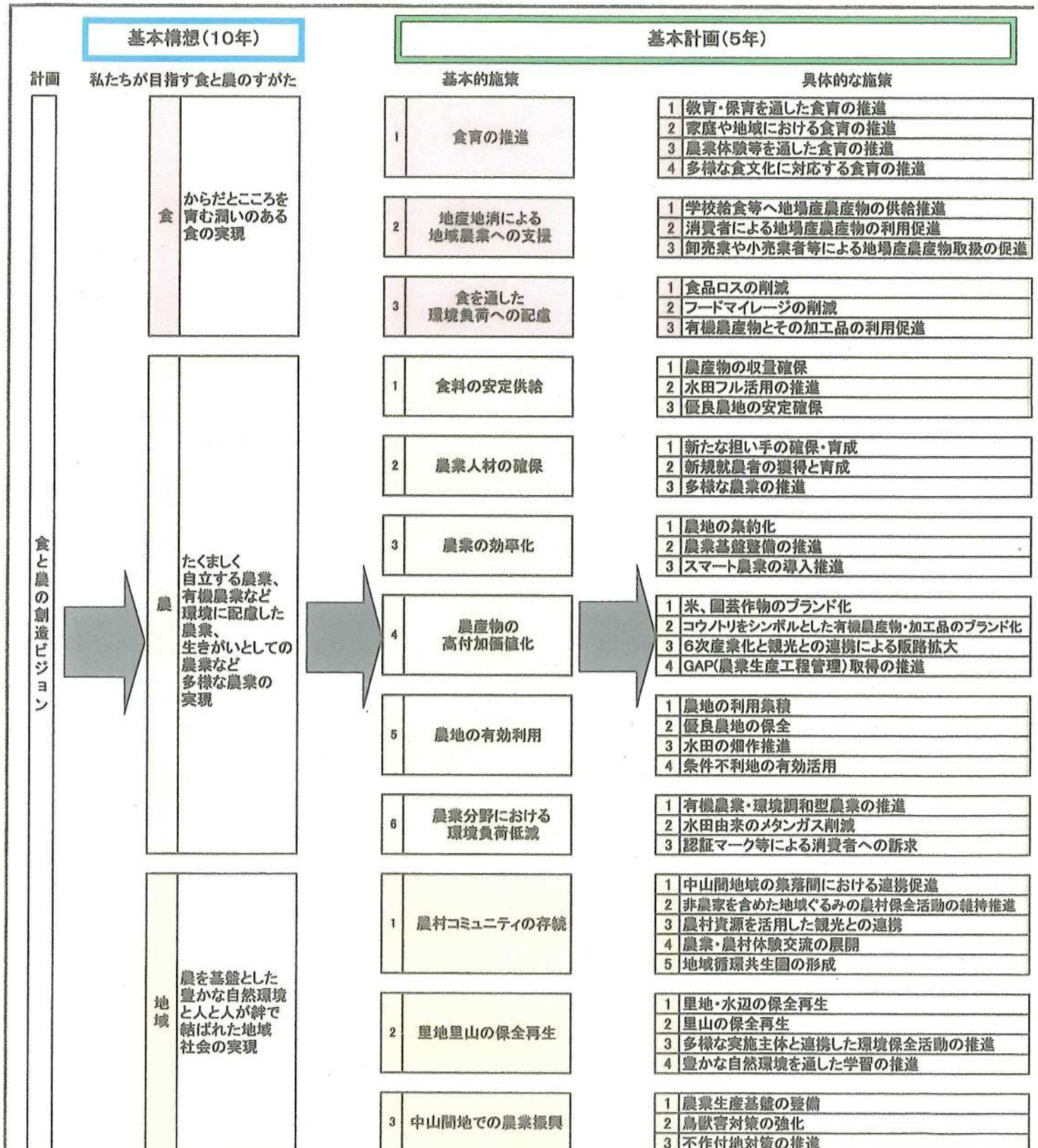
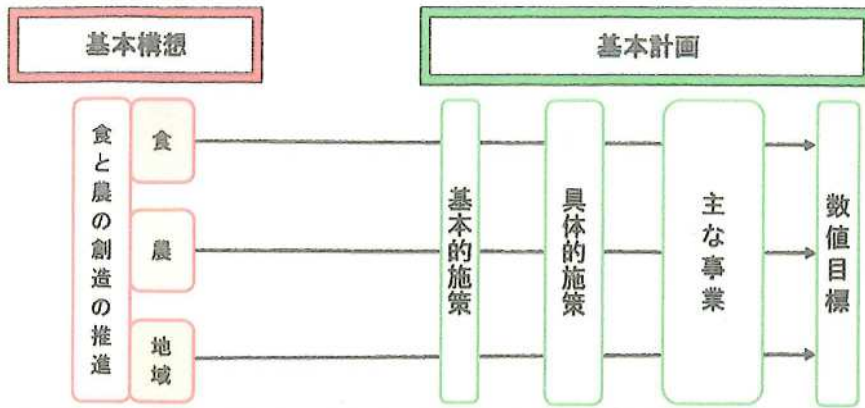
市議会ご提言により、

環境(温室効果ガス削減)の視点を追加

→ 基本構想及び条例も必要に応じ改定



※イメージ図



第1章 からだとこころを育む潤いのある食の実現

「からだとこころを育む潤いのある食の実現」を図るため、次の施策を展開します。

1 食育の推進

食を取り巻く状況はかつてないほど厳しさを増していますが、食育の意義は広く、テーマも健康、教育、文化など多岐に渡ります。また、SDGsの観点からも、持続可能な食を目指し、市民の食に対する意識改革が必要です。国や県、企業、団体、地域、市民ボランティア等と連携し、広い視野を持ち、実践的な食育を進めていきます。

(1) 教育・保育を通した食育の推進

幼少期から、食べることや食材の大切さや感謝の心を学び、生涯にわたり健全な食を選択できる力を育むことで、特に子どもの「食の自立」を促します。また、給食などを通じて、子どもや保護者に対し、食に関する知識と意識の向上を図ります。

(2) 家庭や地域における食育の推進

人口減少や高齢化が進む中、孤食が増える傾向にあります。家庭や地域においても、誰かと一緒に食べる機会を増やすことや1日3食、主食・主菜・副菜のそろったバランスの良い食事をする、また、よく噛んで食べることなど、生活習慣病の予防や心身の健康につながる食育を行います。

(3) 農業体験等を通した食育の推進

地域や学校等において積極的に食育体験や農業体験を行い、自然の恵みによって食べ物が作られていることや、食が農業者だけでなく、様々な人に支えられていることを学ぶ機会を作ります。特に、幼少期の、土や作物、生きものなど自然そのものに触れる体験は、食への意識や知識を高めることにつながります。

(4) 多様な食文化に対応する食育の推進

地域に育まれてきたごはん食などの和食文化を尊重する一方、外国人市民と日本人市民、双方の食に関する理解を深め、異なる食文化を持つ市民に対しても食育の推進を図ります。また、様々な食文化、食習慣に対応した多様で豊かな食を提供できる体制づくりに努めます。

2 地産地消による地域農業への支援

地産地消は、地域で生産された農作物を地域で消費するだけでなく、生産者と消費者をつなぎ、「顔が見え、話ができる」関係にする取組みです。また、食と農の距離を縮める有効な手段であり、消費者が求める地場産農産物を、積極的に地域内で生産する「地消地産」の取組みを推進します。

(1) 学校給食等へ地場産農産物の供給推進

地域で収穫された米や旬の野菜などを、生きた教材として給食の食材に活用するため、地場産農産物を供給する農業者を支援し、給食への供給を拡大します。また、県の認証を受ける特別栽培農産物の使用を推進し、コウトリ呼び戻す農法米をはじめとする有機農産物の導入に努めます。

(2) 消費者による地場産農産物の利用促進

地場産農産物を使うことは食材が新鮮であるだけでなく、旬を迎えた地域の食材や生産者を身近に感じる機会となります。さらには、地域経済と農業者を応援することにつながるため、積極的に周知啓発を行い、消費者が持つ意識の変化を促します。

(3) 卸売業や小売業者等による地場産農産物取扱の促進

市内の卸売業者や小売店等において、地産地消のPRや更なる地場産農産物の取り扱いを進め、販売促進につなげます。また、市内飲食店等においても地場産食材の利用率を高め、市内における地場産農産物の流通や消費量の増加を図ります。

3 食を通した環境負荷への配慮

近年の自然災害や農作物の高温障害は、地球温暖化によるものと言われており、すべての人が食を通し、できることから温暖化を防止するための行動を起こす必要があります。今こそ、食が及ぼす環境への影響を認識し、まずは消費者が、環境への負荷を意識した食の選択に努めなければなりません。

(1) 食品ロスの削減

食品ロスを防ぐには、残食を避けるほか、食品を買い過ぎないことや使い切ることに加え、賞味期限が過ぎているものの扱い等、食に関わる知識を必要とします。食品ロスについて注意喚起を行うとともに、生ごみの水切りやコンポストによる堆肥化、フードドライブなどを推進していきます。

(2) フードマイレージの削減

外国から食料品を輸入すると、輸送燃料等により二酸化炭素の排出量が増えるため、環境への負荷が増大します。食料の重さに輸送距離をかけた値であるフードマイレージを下げる必要があります。地産地消が困難な場合も、可能な限り国産食品を使うことの大切さについて周知啓発を行います。

(3) 有機農産物とその加工品の利用促進

有機農業が、より安全でストレスのない食材を求める人々への対応に加え、温室効果ガス削減や生物の多様性確保に寄与することを消費者に啓発するため、農林水産省の見える化ラベル等の普及に努めます。また、有機農産物の付加価値を更に高めるため、ウェブサイトやパッケージ開発等によるPR、市内外における販売拠点の確保について支援します。

第2章 たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した農業、 生きがいとしての農業など多様な農業の実現

「たくましく自立する農業、環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など多様な農業の実現」を図るため、次の施策を展開します。

1 食料の安定供給

(1) 農産物の収量確保

地球温暖化の影響により農作物等に高温障害等が顕在化しているため、土づくりや水管理等の基本技術に加え、高温環境下での耐性を持つ新たな品種を導入します。また、栽培管理技術等を向上させ、農産物の収量を確保します。

(2) 水田フル活用の推進

需要に応じた米を生産する一方、麦や大豆、そばなどを作付する2年3作や、飼料用米、飼料作物、そばの二期作など転作作物の作付けを行うことで水田をフルに活用するとともに、農産物の品質・収量を高め、収益の増加につなげます。

(3) 優良農地の安定確保

農地は食料生産の基盤であるため、優良な農地が転用目的で、農用地区域から農振除外、農地転用されることがないように、農用地利用集積等促進計画に基づき、農用地区域を適正に管理し、農地を保全します。

2 農業人材の確保

(1) 新たな担い手の確保・育成

地域計画を基本に専門的に農業を営む認定農業者を継続的に育成し、市内の認定農業者で構成されるグループ「市認定農業者ネットワーク」の活動を推進します。また、女性や移住者はもとより、高齢者や外国人など、実情に合わせ多様な働き方を検討し、新たな担い手を確保していきます。

(2) 新規就農者の獲得と育成

県やJAと連携し、新規の就農希望者に対し、就農相談や研修を実施するとともに、住居の確保などの条件整備を支援します。また、国や県の助成制度を活用し、就農準備段階から経営開始後に必要な支援を行います。

(3) 多様な農業の推進

地域農業において、小規模農業者や家族農業の果たす役割や重要性を再認識するとともに、環境や技術・品質などにこだわった農業、また定年帰農業

や市民農園、家庭菜園など誰もが生きがいを感じることができる農業を奨励します。

3 農業の効率化

(1) 農地利用の集約化

効率的な土地利用や低コスト化を図るため、安定的な農業経営を行う担い手への農地の集約化を図る必要があります。あわせて、農地中間管理事業の活用や、一般財団法人越前たけふ農業公社と連携し、さらなる農地の利用集約を図ります。

(2) 農業基盤整備の推進

大型農業機械の機能を十分に発揮させることが、土地の生産性の向上につながるため、ほ場の区画整形や大区画化、またパイプライン化などにより、農地における基盤整備を推進します。

(3) スマート農業の導入推進

農作業の効率化や労力の削減、人手不足の解消、品質向上や収量アップを目指すため、スマート技術を導入し、国や県の事業を最大限に活用しながら、各農業者の経営規模や実情に応じた支援を行っていきます。

4 農産物の高付加価値化

(1) 米、園芸作物のブランド化

本市農業の中心である米「越前しきぶ姫」や「コウノトリ呼び戻す農法米」のほか、園芸については、スイカ、トマト、キュウリをはじめとした特産化、ブランド化を継続して推進します。

(2) コウノトリをシンボルとした有機農産物・加工品のブランド化

他産地との差別化を図るため、コウノトリをシンボルに農産物のブランド化を進めます。特に、コウノトリ呼び戻す農法米をはじめとする有機農業については、市単独の補助を継続する中で除草対策や収量増加、品質向上に努め、新たにに取り組む意欲ある農業者を支援します。

(3) 6次産業化と観光との連携による販路拡大

農産物等の6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、農業者等の所得向上につなげます。また、伝統産業などの観光資源と併せ、本市の農産物等をPRし、認知度を向上させるとともに消費者に選ばれる販路の開拓を図ります。

(4) GAP（農業生産工程管理）取得の推進

農業生産各分野の工程を改善するための活動「GAP」は、各農業者や農

業法人の経営改善や作業の効率化、意識改革につながることから、県と連携し、指導・研修などを行うことで、GAPの取得や実践活動に取り組む農業者を支援します。

5 農地の有効利用

(1) 農地の利用集積

本市農地の約7割の集積は完了している状況ですが、担い手の集積が進んでいない約3割の農地についても、引き続き農地中間管理事業の活用や、農作業受託により農用地の集積を図ります。

(2) 優良農地の保全

宅地造成などが進み、優良農地が減少していく中で、土地の利用区分を明確化し、適正な管理を行うことで、優良農地の保全に努めます。また、農業委員会と連携し、広報活動や違反転用等に係る実態調査を行います。

(3) 水田の畑作推進

多くが輸入に頼っている大豆や麦などの生産を推進するため、畑地としての利用が有効なほ場については畑地化を進めます。また、国の制度等を活用し生産が安定するまでの一定期間、畑地化に取り組む農業者への支援を行います。

(4) 条件不利地の有効利用

条件不利地の利用は、①用途区域内等の住宅密集地にある農地、②中山間地等の狭小等で水稻栽培も難しい農地、③農地の地盤が深く機械乗り入れや水確保が難しい農地、など実状に応じた対策を講じる必要があります。用途としては、野菜や花き栽培などの家庭菜園、花木栽培、又はビオトープなどが挙げられます。

6 農業分野における環境負荷低減

(1) 有機農業・環境調和型農業の推進

JAS認証や、県の認証を受けている特別栽培農産物を推進するとともに、県やJAと連携し技術の向上と普及を図ります。特に、水稻についてはJAS認証、県特裁認証区分①への支援拡充、さらに、園芸作物についての補助を開始し、特別栽培農産物から有機農産物の生産へとつなげます。

(2) 水田由来のメタンガス削減の推進

水を張った状態の水田土壌からメタンガスが発生するため、栽培期間中に田んぼを乾かす作業（中干）の期間を延長することで、メタンガスの発生を抑えます。このことを利用したJクレジットを進め、温室効果ガスの削減を進めます。

(3) 認証マーク等による消費者への訴求

温室効果ガス削減及び生物多様性保全の取組みを可視化できる「みえるらべる」等を農産物に貼ることで、生産現場における環境負荷低減についてアピールします。また、生産者にこの取組みを広め推進するとともに、消費者にも周知を行い、購入を促進します。

第3章 農を基盤とした豊かな自然環境と、 人と人が絆で結ばれた地域社会の実現 ～生きものと共生するコウノトリが舞う里づくり～

「農を基盤とした豊かな自然環境と人と人が絆で結ばれた地域社会の実現」を図るため、次の施策を展開します。

1 農村コミュニティの存続

(1) 中山間地域の集落間における連携促進

高齢化や人口減少により、農業生産活動に留まらず、生活環境機能が弱体化し、集落存亡の危機にあります。このため、複数の集落が一体となり、農地や水路等の保全活動に取り組み、農村機能の維持強化を推進します。

(2) 非農家を含めた地域ぐるみの農村の保全活動の維持推進

農村には、洪水や土砂崩れの防止、水源涵養、生物生態系や景観の保全といった機能があり、この効果を享受するのはすべての住民であることから、地域全体で農地や水路、農道等の維持及び改善を図ります。

(3) 農村資源を活用した観光との連携

農村にある食や農、暮らし、自然環境などの農村資源を「価値」と捉え、主に海外や都市部などに住む食や環境への意識が高い層に向け、農村に関する情報を効果的に発信します。この魅力発信を通じ、観光部門と連携しながら、関係人口の増加につなげます。

(4) 農業・農村体験交流の展開

オーバーツーリズムの反省から、訪れる人が、地域に住む人の営みに配慮しながら、豊かな自然や農のある暮らしを体験できるなど、持続可能なサステナブルツーリズムを推進します。また、農村体験などにより交流人口を増やし、農地に関する情報など滞在から移住型の受入体制を整備します。

(5) 地域循環共生圏の形成

経済活動により環境に負荷をかけている都市部の人に対し、温室効果ガス削減と生物多様性維持に寄与している農村部の人の食や農のある暮らしを訴求します。また、都市と農村、各々の地域資源を活用し補完し合うことで環境・経済・社会が循環する地域循環共生圏をめざし、関係人口及び交流人口の増加につなげます。

2 里地里山の保全再生

(1) 里地・水辺の保全再生

市西部地域においては、既に自然繁殖を繰り返しているコウノトリが地域住民

と共生していることを踏まえ、さらなる里地や水辺の保全再生を進めます。また、生き物が生息する水田退避溝や、休耕田ビオトープの設置を他地域へ波及します。

(2) 里山の保全再生

杉林や松林など身近な里山、生物多様性の保全再生を図るため、山ぎわを伐採し鳥獣の出没を抑制する緩衝帯整備、竹林整備をする中で竹林を使ったメンマなどの加工品の製造・自然素材、和ハーブ等の野生植物の活用など、里山の適切な管理を推進します。

(3) 多様な実施主体と連携した環境保全活動の推進

豊かな自然環境を保全するため、市民団体や地域住民による特定外来生物の駆除、また希少野生生物の保全活動を推進します。さらに、大学などの研究機関や地元企業、関係自治体と連携し、さらなる環境保全活動の推進を図ります。

(4) 豊かな自然環境を通じた学習の推進

多様な生物が生息する生態系の保全活動を推進するとともに、豊かな生態系に関する学びの機会を創出しています。今後はさらに、この生物多様性確保の視点に加え、地球温暖化防止効果についても併せて訴求していきます。

3 中山間地での農業振興

農地や農業用水などは、食料の安定供給の基盤であるとともに、水源涵養・生物多様性の保全、さらには災害の未然防止など、多面的機能を有していることから、適切な整備や維持管理に取り組みます。

(1) 農業生産基盤の整備

条件の不利な中山間地域等においては、農村の多面的機能を向上させながら、農道や用排水施設の整備、農地の大区画化を推進する基盤整備等を支援し、農業生産活動の維持、確保を図ります。

(2) 鳥獣害対策の強化

鳥獣による農作物等の被害が深刻化しており、集落における被害防止対策の徹底と、加害個体の捕獲環境整備を強化します。また、獣害は市街地においても見られるため、山間地特有の農業被害から、全市的な自然災害という位置づけに改め、官民での対策の強化を行います。

(3) 不作付地対策の推進

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等単位の協定に従って、農業生産活動等を行う中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用し、中山間地等の耕作地や農村景観を保全します。